本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実

控訴代理人は「原判決を取り消す。被控訴人らの申請を棄却する。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴人ら代理人は控訴 棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実上の主張及び証拠関係は、次のとおり付加するほか、原判決の 事実摘示と同一であるから、これをここに引用する。

控訴人(以下控訴会社と称する)代理人は、次のとおり述べた。

一、控訴会社の定年退職規程(以下単に本件定年制と称する。)は、控訴会社と申請外伊豆シヤボテン公園労働組合(以下単に組合という。)との間に締結された労働協約であるから、労働協約が「一見極めて明白な不合理性」を有するときに限つて、民法九〇条違反の評価を受けるものであつて、労働協約が「一見極めて明白な不合理性」を有するときとは、例えば「使用者が御用組合に協約を強要したとき」、「協約締結につき使用者が組合員に対し支配介入したとき」、「社会全体的にみて殆んど行われていないような労働条件を内容としたとき」を意味すると解せられるところ、本件定年制に関する労働協約の成立過程及び内容にはそのような事情は全くない以上、民法九〇条違反の評価対象となる余地はない。

二、控訴会社の本件定年制が労働協約でないとしても男五七才女子四七才としたことは、次の理由により、社会的許容性の限度を超えているとはいえないから、公序 良俗に反し、民法九〇条に該当する無効のものとすることはできない。

1 控訴会社の中心的な事業が伊豆の自然を生かし、珍しい動植物を集めて一般の観察に供し、子供の教育に資するという、利益の薄い営業であるうえ、借入金利息の支払に追われ、昭和四三年頃徹底的な企業の合理化が要求されることになり、人事面では人件費の節約が必然的課題となり、本件定年制の採用を余儀なくされたものである。

2 この男子五七才、女子四七才の本件定年制を定めるに当つては控訴会社は組合 と何度も交渉を重ねており、確認書(疏乙第八号証)を取交わしているもので、控 訴会社が突如一方的に制定したものではない。

3 一般的に男女を問わず高令になると労働能力が低下するが、とくに女子は四〇 代後半に肉体的更年期を迎え、加えて精神的不安定も生じ易く、労働能力が低下 し、賃金と労働能力との不均衡が男子より早く生ずる。

すなわち、(イ)労働省編「女子の定年制」(疏之等三号証)によると、筋力は 男、女とも三〇才前に頂点となり、その後男、女とも同じように漸減するが、四 の女子の筋力は六〇才を過ぎた男子の筋力より二〇パーセント以上劣つている (右疏明中図2、3参照)。(ロ)腕と脚の筋力の年令変化において女子の筋力の 最高値を一〇〇とすると、五〇才の女子の脚筋力が八〇パーセントに近く落ちるでいるのに対し、同じ年令の男子のそれは九五パーセント以上である(同図4参でいるのに対し、同じ年令の男子のそれは九五パーセント以上である(可図4参でいるのに対し、一つでは大人の男子のとは大換気量について、男女とも二〇才が最大を 照)。(ホ)血圧、視力等の男女差は僅少で、明した図では女子の方が大体〇、一秒速いが刺戟に対する扇では、普通では 、治した図では女子の方が大体〇、一秒速いが刺戟に対する原体を で、 も男子が速い、ことがわかる。(へ)「家庭婦人の職場適応能力性 、光刺戟とも男子が速い、ことがわかる。(へ)「家庭婦人の職場適応能力性 、光刺戟とも男子が速い、ことがわかる。(へ)「家庭婦人の職場適応能力性及 で、指先器用階級得点は、いずれも女子は四〇才一四四才のグループを境目にして

急減少している。 したがつて、女子は四〇才を過ぎると年毎に肉体作業労働に向かなくなつていくことは、統計的にみても明らかなところである。女子はその肉体的条件の違いの故に労働法上の保護を受ける反面、その肉体的条件の違いの故に男子と異なる扱いを受けることもやむを得ない。

4 一般に女子従業員は、男子従業員に比して勤続年数を重ねても企業に対する貢献度は低く、年功序列型賃金体系のもとでは、賃金と労働能力の不均衡は、男子より早期に生ずる。

5 女子は、結婚後専ら家庭の主婦となるものが多く、しかも四〇才代後半まで労

働する者が少ないのに比し、男子は、一家の大黒柱として永く労働に従事し、家族 を扶養するものであつて、これが、社会的実情である。

- 6 控訴会社の昭和四六年六月現在の従業員数は三三八名であり、従業員数三〇〇 名一四九九名の規模の会社六、八七七社中、定年制のある企業は九三、二パーセントあり、うち男女別に定年年令を定めている企業は三〇、九パーセントで、うち女 子の定年年令が四五才以下の企業は三三、三パーセントである(賃金事情ー四九九 号二四〇頁)。このことは、本件定年制の社会的妥当性の証左である。
- 三、本件仮処分申請について、被控訴人らの左記生活事情に照らして、被控訴人らが賃金の仮払を受けなければならないような緊急の必要性はない。 1 被控訴人aは、夫bが城ケ崎観光の常務として一ケ月七万五〇〇〇円以上の収
- 入があり、大学生の子供との三人暮しで、しかも夫bは、山林五、九三七平方メー トルを所有している(疏乙第四一号証)。
- 被控訴人cは、夫が使用人一人を使つて水道工事店を経営しており、生活費と の父 d 所有名義で、二・七七三平方メートル) を所有している(疏乙第四二号 証)
- 3 被控訴人eは、夫fが海上保安庁に勤務し一ケ月に六万円以上を仕送りしてお 伊東市役所に勤務する長男と母親との三人暮しで、しかも夫 f は二・一四八平 方メートルの山林を所有している(疏乙第四〇号証)
- 被控訴人gは、夫hがタクシー運転手として一ケ月六、七万円以上の収入があ農業協同組合に勤務する娘と暮らし、しかも夫hは畑ー・七〇二平方メートル と山林三・○四九平方メートルを所有している(疏乙第三九号証の一ないし三、同 五ないし八)。
- 被控訴人:は、次男;が昭和四八年三月一六日伊東市く以下略>にスナック 「ひまわり」を開業し、自下盛業中である。
- なお、被控訴人らは、いずれも自己の持家に住み、敷地もその所有土地であつ 生活は安定している。

被控訴人ら代理人は、次のとおり述べた。一、控訴会社の主張はすべて争う。

- 「特に重要と認める労働協約の締結並びに改 組合の組合規約第一一条八号は、 廃に関する事項は、大会の付議事項とする。」旨規定しており、定年についての協 定は、労働者の生存にかかわる重要な労働条件の労働協約であるから、当然組合大 会に付議さるべきであるのに、まつたく大会には付議されたことはないから、協約 は、締結されていない。昭和四六年一二月四日控訴会社と組合間に作成された確認 書(疏乙第八号証)は、控訴会社がどうしても本件定年制の実施をするというの 、やむなく定年該当者の定年後の処遇について作成されたに過ぎず、本件定年制 の協約ではない。
- 三、男女の退職年令を差別する本件定年制は合理的理由を欠き違法であることは明 白である。
- 組合が、本件定年退職規定に同意したことはない。控訴会社のいう確認書(疏 乙第八号証)は、「定年実施に伴う経過措置」につき確認したもので、組合は、男 女とも六〇才を定年とすることを終始要求していたにも拘らず控訴会社は、強引に 定年制を導入したのである。
- 生理機能といつても複雑多岐にわたるものであり、その一部をとり上げて男女 を差別する定年年令を定める根拠とすることは極めて非科学的である。ちなみに 控訴会社の提出にかかる諸研究は、いずれも生理機能の老化現象にはむしろ男女差 のないことを示すに過ぎない。
- 差別定年施行後も四七才以上の女子がパートとして採用され働いている例があ るが、このことは控訴会社が中高年女子の労働能力を認めていることの証左であ る。
- 被控訴人らは、いずれも一〇年前後の勤続年数を有するものであるが、昭和四 七年三月当時一ケ月四万七、〇〇〇円から五万八、〇〇〇円までの賃金を得ている に過ぎず、新卒の女子が一ケ月三万八、九〇〇〇円二五才の女子が一ケ月四万八、 九〇〇〇円の賃金を得、四七才の男子が一ケ月七万七、八〇〇〇円の賃金を得てお り、被控訴人ら中高年女子は、控訴会社の賃金体系上、不利益な取扱いを受けこそ すれ、賃金と労働能力との不均衡があるとはいえない。
- 四、被控訴人らの夫や子供の収入のあること、夫が山林、畑、家族等を所有してい

ることは、何ら本件仮処分の必要性を否定する事情にはならない。被控訴人らは、 永年勤労して家族の生活を夫とともに支えているのであつて、被控訴人らの収入な くしてその生活は著しく困難である。 (証拠省略)

理 由

二、被控訴人らは、まず、本件定年制を導入した就業規則は、従来定年制のない労働契約によつて雇用されていた被控訴人ら従業員にとり労働条件の不利益な変更であるところ、右変更について労働者の同意がないので、右本件定年制による就業規則の変更は無効である旨主張し、控訴会社は、本件定年制等については組合との間で、昭和四六年一二月四日確認書を取り交わして本件定年制等を組合は承認し、これによつて控訴会社と組合との間には右本件定年制と同旨の労働協約が締結され、協約の成立がないとしても、すくなくとも就業規則の変更に組合は同意している旨主張するのでこの点について判断すると、成立について争いのない疏乙第八号証

(確認書)には控訴会社と組合との間で定年実施に伴う経過措置についての確認事 項が記載されていることが認められるけれども、定年退職規程について組合が同意 する旨の記載は認められず、かえつて前記疏乙第八号証、成立について当事者間に 争いのない疏甲第一ないし五号証、同乙第一九号証、原審証人k、同lの証言の各 一部及び当審証人mの証言を総合すると、昭和四四年二月控訴会社は、組合に対し 定年制を提案したが、組合は、定年制の白紙撤回を求めて控訴会社との間に団体交 渉が何回か持たれていたところ、控訴会社は、昭和四六年二月定年制を含む就業規 則の改訂案を提示し、組合側の態度がきまらないうちに前記認定のとおり、就業規 則を変更する本件定年制の実施に踏み切つたこと、組合側は、昭和四六年六月上旬 の臨時組合大会において定年制を設けること自体には賛成としながら、年令におけ る男女差その他の条件については後日決議する旨決議し、同年一〇月二日の臨時組 る方気をではによりがではなけん職する自然職で、同年で万一日の間時間合大会では定年は男女とも六○才とする旨の決議がなされ、組合側は、さらに控訴会社と団体交渉を行つたが、控訴会社は本件定年制を譲らず組合は、同年一一月中旬開かれた臨時組合大会においても新しい決議がなされず、よりよい条件を獲得するための交渉を執行部に委任する旨決議したまと経過し、組合執行部は、なおより よい条件を獲得するため控訴会社と交渉したが、双方譲らず、結局、同年一二月四 日には同年六月五日当時六〇才以上の男子従業員及び五〇才以上の女子従業員につ いて本件定年制及びその経過措置による退職該当者が出るに至るので、組合執行部 は、控訴会社が定年退職規程を実施する場合の条件について確認する必要上、同年 ーニ月四日控訴会社との間で確認書を取り交わしたものであることが認められ、以 上の経緯に照らすと、女子四七才男子五七才とする本件定年制について、控訴会社 と組合との間に協約が成立したものであるとか、また控訴会社の行なつた就業規則 の変更に組合が同意したものであるとは到底認められない。原審証人k、同Ⅰの証 言中右認定に反し控訴会社の主張にそう部分は、前掲各疏明及びこれによつて認定 した前記事実に照らし信用することができない。ほかに前記認定を覆えし、控訴会 社の主張を認めることのできる疏明はない。

なお、控訴会社は組合が被控訴人らを除名したことをもつて組合と控訴会社との間に本件定年制につき協約が成立したことの証左である旨主張するけれどもかりに組合の除名処分がなされたとしても、本件定年制について協約が成立したことと、組合の除名処分との関連性について首肯しうる事実の主張及び疏明のない以上、組合の除名処分をもつて本件定年制につき協約成立の証左となし難く、この点に関する控訴会社の主張は理由がない。

ところで右のように労働者の同意のない本件定年制は無効かどうかについて考えると、使用者があらたな就業規則の作成または変更によつて労働者の既得の権利をい労働者に不利益な労働条件の変更を一方的に課することは原則としる許さと、と解されるが、成立に争いのない疏乙第一号証並びに弁論の全趣旨によると、別段の定訴会社の従前の就業規則第六三条は「定年制は別に定める」としながら、別段の定めはなかつたところ、本件定年制によりその具体的実施を図つたものであることが認められ、かつ、定年制を設けること自体については組合側も賛成していたとは認められ、かつ、定年制を設けること自体については組合側も賛成していたが設められ、かつ、定年制を設けること自体については組合側も賛成していたがは記記定のとおりであるから控訴会社における定年制の採用自体は使用者がないとは表するまで、就業規則の変更について個々の労働者の同意を欠くことの一事をもつて本件定年制の実施を直ちに無効となし得ないことは明らかである。されば、この点に関する被控訴人らの主張は理由がないといわねばならない。

三、次に被控訴人らは、右本件定年制が女子従業員について男子従業員より一〇年低い定年を定めていることは、性別による差別待遇であつて憲法一四条、労働基準法三条、四条に違反し、民法九〇条により公序良俗違反として無効である旨主張するのでこの点について判断する。

るのでこの点について判断する。 本件のような就業規則による定年退職制は退職に関する労働条件であり、女子に ついての定年を男子のそれより低く定めることは女子労働者の労働条件に関する差 別待遇といえる。ところで、憲法一四条は法の基本原理として法の下の平等について規定し、人種、信条、社会的身分、門地等と同様性別による差別を禁じている。 そして、同条の規定を受けて制定された労働基準法三条は、国籍、信条または社会 的身分を理由とする労働条件についての差別を禁止し、同法四条は、性別を理由と する賃金についての差別を禁止しているけれども、同法三条及び四条は、その規定 の仕方において性別を理由とする賃金以外の労働条件についての差別については規 定していない。したがつて、同法三条及び四条に規定がなくても性別を理由とする 賃金以外の労働条件についての差別を禁ずる趣旨と解すべきかどうかについては、 労働基準法――九条は、同法三条及び四条に違反する使用者に対する罰則を定めて いるのであるから、罪刑法定主義の原則に照らすと、右法条を拡張して解釈するこ とは許されないと解するのが相当である。そして、同法三条が性別を理由とする差別について規定せず、同法四条が「賃金」以外の労働条件につき性別による差別を規定していないところからすれば、同法は、性別を理由とする賃金以外の労働条件について差別することを直接禁止の対象としているものではないと解される。または、1000年10月1日 1000年1月1日 1000年1月 1000年1月1日 1000年1月1日 1000年1月1日 1000年1月1日 1000年1月 た、控訴会社の主張するように、憲法一四条等の基本的人権の保障に関する規定 は、私人間の行為を直接規律するものではないから、私人間の行為の効力を直接左 右するものではなく、性別を理由とする差別的取扱いの禁止も、男女の自然的・肉 体的条件の相違に応じた合理的な差別をも否定するものではないと解される。しか しながら、憲法一四条が国または公共団体と私人との関係において保障する男女平等の原理は、元来、同法二四条とあいまつて、社会構造のうちに一般的に実現せられることを基調としているので、合理的理由のない差別の禁止は、一つの社会的公 の秩序の内容を構成していると解されるから、労働条件についての差別が、専ら女 子であることのみを理由とし、それ以外の合理的理由が認められないときは、右の ような不合理な性別による差別を定めた就業規則の規定は、民法九〇条により無効 であるというべきである。

四、そこで、次に控訴会社の本件定年制が女子につき男子と一〇年の差を設けたことの合理性があるかどうかについて検討することとし、その前提となるべき控訴会社の事業内容、控訴会社が本件定年制を定めるに至つた事情、従業員数及びその性別・年令別構成、従業員の担当業務内容、被控訴人らその他女子従業員の採用の事情、被控訴人らの勤務状況、定年退職該当者として再雇用された女子従業員の業務内容等について次のとおり判断する。

成立について争いのない疏甲第六号証、同乙第三〇号証の一ないし三、原審証人nの証言により成立を認められる疏乙第三二号証の一ないし四、控訴会社の施設の写真であることに争いない同乙第三六号証の一ないし一九原審及び当審における証

人 k、原審証人 o、同 p、同 q、同 n、同 r、同 l の各証言(ただし証人 k の証言中前記信用しない部分を除く)、原審における被控訴人 g、同 c、同 a、同 i (第 一、二回)、原審及び当審における被控訴人 e 各本人尋問の結果を総合すると次の事実が認められる。

2 控訴会社は前記認定のとおり観光を目的とする企業であるが主たる企業施設としては、サボテン公園内の温室、動物園、コスモランドの地球儀温室、伊豆ドライブイン、伊豆海洋公園、各施設内の売店、レストラン、立食そば売店、喫茶店、ハイヤー、ガソリンスタンド、別荘分譲地等で年間一〇〇万人以上の観光客を誘致し、シヤボテンを中心とする珍種植物の展示、即売、小動物の放し飼いを見せたりするほか、別荘地の分譲等をしている。

3 昭和四六年二月一日現在の従業員数は合計三三八名で、その年令別及び男女別 構成は次のとおりである。

男子 女子 計 総数に対する比率

- 元才ないし二九才 二〇才ないし二四才 二五才ないし二九才 三〇才ないし三四十 五名 一五名 二〇名 (〇・〇六) 一五名 二四名 四二名 五七名 (〇・一七) 一八名 四二名 $(O \cdot -$ (0・一七) 四四名 五七名 一三石 一三名 二三名 一六名 三六名二三名一四名 三五才ないし三九才 四九名 (〇・一四) 四六名 四〇才ないし四四才 (〇・一四) 三〇名 (〇・〇九) 四五才ないし四九才 九名 四名 一三名 五〇才ないし五四才 (〇・〇四) 七名 一六名 五五才ないし五九才 九名 (〇・〇五) 二名 八名三三八名 六〇才ないし七〇才 八名 六名 $(\bigcirc \cdot \bigcirc \bot)$ 一八五名 一五三名 (—

右の年令構成によってみると、控訴会社の従業員中三〇才未満の従業員は、男子は四四名(男子従業員中二三・七パーセント)女子は六〇名(女子従業員中三九・二パーセント)、四五才以上の従業員は男子三八名(男子従業員中二〇・五パーセント)、女子二九名(女子従業員中一八・九パーセント)であつて、年功序列型の賃金体系をとる企業経営上、若年労働者が多く、年令が高まるに従つて人員の逓減するピラミツド型が理想であるとすれば控訴会社の従業員の年令構成は、中高年者が比較的多いことになるが、この傾向は男女を通じて変らず四五才以上の従業員の占める割合は男子の方がやゝ多いこととなる。

4 控訴会社が従業員を採用する方法は創設当初から一定基準を設けてその用途にそのた必要人員を新規採用するという方法をとらず、営業の規模拡大に伴う人員とで補うべく、幹部職員はじめ従業員等が縁故によって勧誘するという方法になるという方法になるという方法になるという方が、対策を採用し、草取り、清掃、ドライブインや食堂のウエイトレスや調理は上上、での業務に当らせ、右臨時雇の中から漸次、試験を行つて正社員に採用した上、右のような業務に当らせてきたもので、最近においても若年女子の新規採用のような業務に当らせてきたもので、最近においても若年女子の新規採用のような業務に当らせてきたもので、最近においても若年女子の新規採用の方というも、前記のようにして正社員となった女子従業員中には相当を担えた者もいた。このような機故者からの採用及び地元主婦の採用の採用の方を超えた者もいた。このような機故者がらの採用及び地元主婦の経知の採用の方をは近したような控訴会社の全従業員の年令構成上、中高年者の占める割合をでするという結果をもたらす一因となっている。

5 控訴会社の職種は、(イ)事務職、(ロ)不動産セールス職、(ハ)作業職、(ニ)自動車運転職、(ホ)調理職、(へ)調理補助職、(ト)ウェイトレス、(チ)販売職、(リ)管理職とあり、昭和四七年六月現在男女従業員の上記職種の配置は、(イ)事務職は指導職二〇名、男子五名、計一四名、(コ)不動産セールス職は指導職九〇名、男子五名、計一四名、(カ)作業職四名、男子三二名、女子二名、計五〇名、男子五名、が植物について指導職四名、男子二名、動物について指導職三名、(カ)自動車運転職は指導職三名、(ニ)自動車運転職は指導職三名、(スー)自動車運転職は指導職一一名、(スー)調理補助職名、(スー)におり、(スー)には、カーの名、(スー)には、カーの名、(スー)には、カーの名、(スー)には、カーの名、(スー)には、カーの名、(スー)には、カーの名、(スー)には、カーのとが、(スー)には、カーのとが、(スー)には、カーのとのは、(スー)には、カーのとのは、(スー)には、カーのとのは、(スー)には、カーのとのは、(スー)には、カーのとのは、(スー)には、カーのとのは、(スー)には、カーのとのは、(スー)には、カーのとのは、(スー)には、カーのとのは、(スー)には、カーのとのは、(スー)には、カーのとのとのとのは、(スー)には、カーのとのは、(スー)には、カーのとのは、(スー)には、カーのとのには、カーのとのには、カーのとのとのには、カーのとのとのには、カーのとのとのには、カーのとのには、カーのとのには、カーのとのには、カーのとのには、カーのとのには、カーのとのには、カーのとのには、カーのとのには、カーのには、カーのとのには、カーのとのには、カーのとのには、カーのとのには、カーのには、カーのとのには、カーのには、

昭和四七年三月四日以降、本件定年制の実施により定年退職せしめられた従業員が再雇用願を出した場合、控訴会社は殆ど嘱託として再雇用し、女子従業員について、従前の業務から清掃の業務に廻された者もいるけれども、殆どが従来と同じ業務に従事している。

なお、被控訴人らが昭和四六年三月五日当時従事していた業務は被控訴人gはドライブインの「そばコーナー」で立食そばの調理販売、被控訴人cは清掃係として便所の清掃、公園内のごみ集め、被控訴人aは調理室の調理補助、被控訴人iは第二ストアー内の食堂の調理師、被控訴人eはドライブインの「そばコーナー」で立食そばの調理販売にそれぞれ従事していたものである。

6 控訴会社は労働能率と賃金の不均衡の生じ易い年功序列型賃金の弊害を是正するため、昭和四五年以降、定期昇給は三五才未満者の昇給率を最高にし、以後五年づつ増すごとにランクをつけ、年令の高い者程昇給率を低くするという方法をとり入れ、昭和四六年六月当時女子従業員の平均賃金は一ケ月四万六、七〇〇円で、四七才の女子従業員は前叙のように中高年で入社し、勤続年数は中卒又は高卒後入社した二五才位の女子従業員とではそれ程差がないため、七、〇〇〇円で、四七才のな子従業員とではそれ程差がないため、七、〇〇〇円は高空差しかないのに、同年代の男子従業員とでは、その従事する職種の差、就中で関係の第二年にあるところから独口を担ばる。

五、以上の事実を前提として、本件定年制が女子の定年を男子より一〇年低く定めていることの合理性の有無について判断する。

控訴会社が本件定年退職規程が、その定年を女子四七才男子五七才と定めたことの合理的理由として挙げるところを要約すると、1控訴会社の企業合理化の必要性、2本件定年制の採用について組合の同意を得ていること、3控訴会社では女子向きの職場と男子向きの職場とが完全に区分され、女子向きの職場における労働の

態様が観光サービス業である控訴会社の企業の性質上、若い女性のもつ「若さ」「明るさ」「やさしさ」「清潔感」「機敏性」を要求し、中高年層の女子に不向きであること、4女子従業員は、能力も低く、管理的能力や各種の専門的業務を修得する能力を欠き、他の職種への配置転換が不能であること、5女子は、四〇代後半に肉体的更年期を迎え、労働能力が低下し、賃金と労働能力との不均衡が男子よりも早く生ずる、6女子は、男子に比して企業貢献度が低く、年功序列型賃金体系のも早く生ずると労働能力との不均衡が男子より早期に生ずる、7男子は、一家の大までは賃金と労働に従事して家族を扶養するのに対し、女子は、家計補助的に過ぎず四〇代後半まで労働する者が少ないのが実情である、8他の企業におのに別のに男女別の定年制を定めていること、を挙げるので、以下、これらの点につき判断することとする。

1 まず、控訴会社は企業合理化の必要性を本件定年制採用の理由として主張し、前記認定のとおり、控訴会社が経営安定策として人件費削減のため定年制を採用するに至つたことが認められるけれども、定年制採用の必要性が直ちに女子従業員の定年を男子従業員のそれより一〇年低く定めてよい理由とならないからこの点の控訴会社の主張は理由がないことは明らかである。

2 つぎに、控訴会社は本件定年制の採用について組合の同意を得ていることをもつて、本件定年制採用の合理的理由として主張するけれども、組合の同意がかりにあったとしても、そのことが女子について差別する本件定年制の採用を合理化するものかどうか疑問なしとしないばかりでなく、本件定年制の年令については組合が同意していないことは、前記認定のとおりであるから、いずれにしてもこの点に関する控訴会社の主張もまた理由がない。

3 つぎに、控訴会社では女子向きの職場と男子向きの職場とが完全に区分され、 女子向きの労働の態様が控訴会社の企業の性質上若い女性のもつ「若さ」「明る さ」「やさしさ」「清潔感」「機敏性」を要求し、中高年層の女子に不向きである 旨の主張について判断すると、前記認定のとおり、控訴会社の企業形態および職種 の上で、多少女子向きの職種、男子向きの職種の傾向のあることは看取できるけれ ども、それらのいずれも男子又は女子を互いに排除し男子女子各専属業務に完全に 区分されなければならない程の差異を認めるに足りる疏明はなく、かえつて各職種 に女子が各種の業務を男子とともに分担していることが認められるので、たまた ま、ウェイトレス、調理補助職等の職種が女子に限られていることのみをとり上げ て、女子に男子より一〇年低い定年を定めなければならない合理的理由を見出し難 また、女子の従事している前記ウエイトレス、販売職、調理補助職等に若い女 性のいることが控訴会社の企業の性質上のぞましいことは理解できるとしても、 高年女子を不適当とする職種であるとも認め難く、また体力的な機能の低下のた 労働能率において異種又は同種の業務に従事する男子との間に一〇年の格差を 生ずるような業務内容であることについては、これを認めることのできる疏明がない。かえつて、定年該当者とされた女子従業員が、退職後再雇用されて、同種の業務に従事しているのであつて、右事実によればむしろ、右の各職種が中高年の女子にからであるとか、または男子に比較して被じる能率が落ちるとは言えないものにからぎてきるという。 といわざるを得ない。よつてこの点に関する控訴会社の主張もまた理由がない。 4 控訴会社の女子従業員は、能力も低く、管理的能力や各種の専門的業務を修得する能力を欠き、他の職種への配置転換が不能である旨の主張については、控訴会 社において女子従業員の多くはさして専門的業務を修得することを要しないと推測しうる業務に従事していることは前記認定のとおりであるが、そのような業務に女子従業員の多くが従事するに至ったのは、控訴会社における女子従業員の採用の方 法が前叙のような方法で家庭の主婦を採用したこと、及び控訴会社の企業形態が右 の業務に従事する一定量の女子従業員を必要としたことによるもので必ずしも控訴 会社の女子従業員の能力を反映しているものとは認められず控訴会社の女子の従業 最近のように栄養の能力を及びしているものとは認められず性が会性のようのに栄養が一般的に男子従業員と比較して、能力が低いとか、あるいは管理的能力ないし各種専門的業務を修得する能力において劣つていることを認めることのできる疏明はなく、また女子従業員の他の職種への配置転換が、男子従業員と比較してその可能性がないかどうかについても、これを認める疏明はない。

5 つぎに、女子が四〇代の後半に肉体的更年期を迎え男子より早く労働能力が低下するかどうかについては、成立に争いのない疏乙第三三号証(労働省婦人少年局編「女子の定年制」(改訂))によれば人間の労働能力は、たしかに年令的変化を示し、一般に心身諸機能は二〇才台を頂点としてその後漸進的な衰えを示し、女子の機能水準は一般に男子より低い傾向があるけれども、男子と女子とで機能の年令

6 つぎに、女子は男子に比して企業貢献度が低く、年功序列型賃金体系のもとでは女子について賃金と労働能力との不均衡が男子より早期に生ずるとを発言をとれて男子を比較して企業貢献をないて男子を比較して企業貢献をも控訴をは、本の賃金体系のでないばかりか前項6に認定した事実と労働能力との不均質金体系において、特に女子であるとは認められない。もつとも、と控訴しているがにおいても、女子が前記認定のような単純補助的業務のと質金との不均衡がにあるがにも、女子が前記より上昇すると、担当するとのので、のとは推認できないけれども、のので、であるうことは推認できないけれども、いけれども、のので、であるうことは推認できないけれども、のので、であるうことは推認できないけれども、のので、一つのではないけれども、のので、一つので、一つので、一つので、一つでは、女子である。本件定年制の合理とはない難い。

7 つぎに控訴会社は、男子が家計維持責任者であるのに対し、女子は家計補助的労働であつて、女子は四〇代後半まで労働する者が少ないのが実情である旨主張するから考えると、あらゆる産業と職種に大量の女子労働者が進出し、結婚後も主婦として家事に専念するだけでなく、賃金労働者として職場にとどまり労働を継続するものが増加の傾向にあることは社会的に顕著な事実であり、このような婦人労働の実情に照らすと、一般的に男子のみが家計維持責任者で女子は家計補助的労働であるとは一概に断じ得ないところであるから、この点に関する控訴会社の主張もまた、理由がない。

8 控訴会社はさらに、他企業においても一般的に男女別の定年制を定めていることを本件定年制の合理的理由として主張するけれども、元来、女子の定年を男子より低く定めることの合理性の有無は、企業一般について抽象的原則が妥当するというものでなく、各企業ごとに当該企業の形態、業種、賃金体系、男子又は女子の従事する業務の態様等、具体的状況に照らして個別的に検討さるべき問題であるから、他企業において男女別の定年制を採用したからといつて、その一事をもつて、本件定年制の合理性の証左となし難いものというべきである。されば、成立について争いのない疏乙第四六ないし五五号証をもつてしては、また本件定年制の合理的理由を疏明するに足りない。

六、以上のとおり控訴会社が本件定年制を採用するにつき合理的理由として主張するところはすべて理由がない。然るときは、女子従業員の定年を四七才、男子従業員の定年を五七才と、男子より一○年低く定める本件定年制は、女子従業員に対する不合理な性別による差別というべきであるから、控訴会社の右就業規則の規定は民法九○条により無効であるといわざるを得ない。

七、以上のとおり女子従業員に対する本件定年制は無効であるから、被控訴人らは本件定年制及びその実施に伴う経過措置により、定年退職したとされた昭和四七年三月五日以降において依然として控訴会社の従業員としての地位を保有していることは明らかであり、前記認定のとおり、控訴会社は被控訴人らの従業員としての地位を認めず賃金の支払をしていないから、被控訴人らは控訴会社に対し右地位の確

認および民法五三六条二項により賃金の支払を請求する権利があるといえる。したがつて、被控訴人らの本件申請につき、被保全権利の疏明があるというべきである。

八、つぎに本件申請についての保全の必要性及び被控訴人らが控訴会社から、仮りに支払を受くべき賃金額についての当裁判所の判断は原判決理由六(原判決立る人原制、では、「そこで」から五二枚目裏五行目の「命ずる」まで。)に説示す語、「のは、「のなれ行目、「申請人等の各供述」を「原審におけるあれ行目、「申請人等の各供述」を「原本におけるであるが、と同一であるから、これをここに引用し、その末尾に「なおる、控告はは、当審において、被控訴人らについて前記控訴会社ははないはないの事実が認めるといずればならには、仮に賃金の支払を受けなければならよるとおりのようには、で、被控訴人らには、使に賃金の支払を受けなければないのようればないと主張するけれども、控訴会社主張のとおりの事実が認めませばないとままが、被控訴人ら自身の生活をどれ程潤おしているかにではないで、また前記引用の原判決理由挙示の保全の必要性の認定を得ない。」を付加する。

九、以上の次第であるから、右と同旨の判断により本件仮処分申請を認容した原判 決は相当であり、控訴会社の控訴は、理由がないから、これを棄却すべきである。 よつて、民事訴訟法三八四条九五条を適用し、主文のとおり判決する。 (裁判官 豊水道祐 小林定人 野田愛子)